

宮崎県中小企業融資制度

☆は、6ヵ月の業歴不要

・詳細の制度要件は、「宮崎県中小企業融資制度マニュアル」を参照下さい。

県制度をご利用になる場合には、市町村民税の納税証明書等が必要です。
なお、課税されていない場合には、課税されていないことの証明書が必要です。

制 度 名		融 資 限 度 額				融資期間				融資利率	保証料率	担保	保証人	取扱金融機関	融 資 対 象	備 考（必要書類等）
		中小企業者		組 合		設備資金		運転資金								
		設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	期間	据置	期間	据置							
創業・新分野進出資金☆	創 業・新 分 野 進 出 支 援 貸 付 (1)「県創業」 (2)「県再チャレ」 (3)「県創業非提供」 (4)「県新分野」	3,500万円		3,500万円		10年以内	12月以内	7年以内	12月以内	表 7	表 5	不要	法人 必要となる場合がある。 ただし、 法人代表者以外の 連帯保証人は原則 不要 個人 原則不要	宮崎銀行 宮崎太陽銀行 西日本シティ銀行 鹿児島銀行 福岡銀行 肥後銀行 大分銀行 南日本銀行 宮崎第一信用金庫 高鍋信用金庫 延岡信用金庫 宮崎県南部信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫 みずほ銀行	(1)新たに事業を開始する中小企業者及び組合	・ 確認申請書 ・ 創業再挑戦計画書(創業後の場合不要)
															(2)再チャレンジを行おうとする中小企業者及び組合	・ 確認申請書 ・ 創業再挑戦計画書 ・ 資格要件申告書
															(3)経営者保証を不要とし、新たに事業を開始する中小企業者及び組合	・ 確認申請書 ・ 創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)
	(4)新分野に進出する中小企業者及び組合	・ 事業計画書														
	企業立地促進貸付 「県企業立地」	2億 8千万円 (※)	2億円	4億 8千万円 (※)	2億円	15年以内	36月以内	7年以内							県内に工場及び事務所を新設等する県立地企業	立地企業であることを証する書面 ※保証協会保証付きでない場合の限度額は、 中小企業者の設備資金が20億円、組合の 設備資金が5億円です。
経営安定・事業再生資金	経 営 安 定 貸 付 「県経営安定」	5,000万円	5,000万円	8,000万円 (※)	8,000万円 (※)	10年以内	18月以内	7年以内	12月以内	表 7	表 5	必要に応じて要	法人 必要となる場合がある。 ただし、 法人代表者以外の 連帯保証人は原則 不要 個人 原則不要	宮崎銀行 宮崎太陽銀行 西日本シティ銀行 鹿児島銀行 福岡銀行 肥後銀行 大分銀行 南日本銀行 宮崎第一信用金庫 高鍋信用金庫 延岡信用金庫 宮崎県南部信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫 みずほ銀行	通常の運転資金、設備資金を必要とする中小企業者及び組合	※転貸資金の限度額は、 2 億円 (ただし、 1 転貸対象組合員に対する限度額は、 中小企業者に同じ)
		2,000万円		2,000万円		7年以内	12月以内	5年以内							2,000万円以内で運転資金、設備資金を必要とする小規模企業者	★責任共有制度対象外 ・ 国の全国統一小口保証制度の対象 ・ 既存の保証協会の保証付融資残と本制度の 融資残との合計が2,000万円以内となること ※NPO法人は上記の適用がありません。 (医業を主たる事業とするものは除く)
	5,000万円	5,000万円	8,000万円	8,000万円	7年以内 (借換資金10年以内)	12月以内	5年以内 (借換資金10年以内)	12月以内	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者及び組合						・「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ・ 事業行動計画書（申込人が策定したもの）	
	1億円				15年以内	24月以内	15年以内	24月以内	(1)事業承継を行う中小企業者又は県内の中小企業者から事業を承継する個人及び中小企業者						・ 事業計画書 ・ 事業承継計画書	
					10年以内	12月以内	10年以内	12月以内	(2)次の①又は②に該当し、かつ、③に該当する中小企業者(P5参照) ①3年以内に事業承継を予定する法人 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人 ③資産超過であること等の財務要件を満たすこと (3)上記(2)①又は②に該当し、かつ、③に該当しており「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の所定項目を全て満たす中小企業者(P5参照)						・ 事業承継計画書 ・ 財務要件等確認書 ・ 借換債務等確認書(適宜) ・ 他行借換依頼書兼確認書(適宜) ・ ガバナンス体制の整備に関するチェックシート ((3)県承継特別(連携)の場合に必要)	
	経 営 支 援 貸 付 (1)「県借換」 (2)「県経営支援」 (3)「県売上減少」	5,000万円 (追加資金含め限度額以内)		5,000万円 (追加資金含め限度額以内)		10年以内	18月以内	10年以内	18月以内						(1)信用保証付融資を受けていて、借換えにより経営安定を図る中小企業者及び組合	元金均等返済で、月々の返済額は、借換前より減額となること
		1億円		1億円		15年以内	36月以内	15年以内	36月以内						(2)法的措置あるいは関係機関の支援を受けること等により事業再生を図る中小企業者及び組合	事業再生計画実施関連保証制度（経営改善・再生支援強化型）の所定資料等（P3参照）
		5,000万円	3,000万円	8,000万円	8,000万円	10年以内	18月以内	7年以内	12月以内						(3)次のアからウのいずれかに該当する中小企業者及び組合 ア．経済的環境の変化により、一時的に売上高等が減少し、経営が不安定になっている イ．原材料価格の高騰や人件費の増加により、経営環境が悪化している ウ．再生手続開始等の申立て等により、債務の弁済に支障を来している取引先等に対して売掛金等の回収の遅延等が生じている（運転資金のみ）	ア．売上高又は当期利益の推移を確認できる資料 イ．売上高総利益率又は営業利益率の推移を確認できる資料 ウ．対象業者との取引を証明する書類等

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただくようお願いいたします。

※「事業承継貸付(2)県承継特別、(3)県承継特別(連携)」については宮崎県信用保証協会の約定締結金融機関であれば上記以外の金融機関も利用可能。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

☆は、6ヵ月の業歴不要

県制度をご利用になる場合には、市町村民税の納税証明書等が必要です。
なお、課税されていない場合には、課税されていないことの証明書が必要です。

制 度 名		融 資 限 度 額				融資期間				融資利率	保証料率	担保	保証人	取扱金融機関	融 資 対 象	備考（必要書類等）												
		中小企業者		組 合		設備資金		運転資金																				
		設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	期間	据置	期間	据置																			
事業拡大資金	みやざき成長産業 育 成 貸 付 (1)「県重点産業」 (2)「県ゼロカーボン」☆ (3)「県商業振興」 (4)「県働き方」 (5)「県デジタル」	5,000万円		5,000万円		10年以内 (2)につい ては 15年以内	18月以内	7年以内 (2)につい ては 15年以内	12月以内 (2)につい ては 18月以内	表 7	表 5	必要に応 じて要	法人 必要とな る場合が ある。 ただし、 法人代表 者以外の 連帯保証 人は原則 不要 個人 原則不要	宮崎銀行 宮崎太陽銀行 西日本シティ銀行 鹿児島銀行 福岡銀行 肥後銀行 大分銀行 南日本銀行 宮崎第一信用金庫 高鍋信用金庫 延岡信用金庫 宮崎県南部信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫 みずほ銀行	(1)みやざき重点産業に取り組む中小企業者及び組合（フード、 メディカル、ICT、自動車・航空機、半導体） (2)環境汚染防止、地球温暖化防止若しくは資源有効活用又は自然環境保全に関する機械器具等の製造又はサービスの提供を行 う中小企業者及び組合。ゼロカーボンに向けた取組を行う 中小企業者及び組合 (3)店舗、駐車場等の新増設・空店舗への移転又は商店街等の整 備を行う中小商業者及び組合 (4)次のアからキのいずれかに該当する中小企業者及び組合 （ウにあっては、特定事業者を含む） ア. 働きやすい職場「ひなたの極」の認証、「子育てサポート企 業（くるみん）」の認定、「ユースエール」の認定、「えるぼ し」の認定又は「ポジティブ・アクション」の表彰を受け たもの イ. 地域資源活用プログラムに基づく認定を受けたもの ウ. 経営革新又は経営力向上計画の認定を受けたもの エ. 「がんばる中小企業」表彰又は「宮崎中小企業大賞」表彰を 受けたもの オ. 農商工等連携事業計画認定を受けたもの カ. みやざき農商工応援ファンド事業の採択を受けたもの キ. 健康経営優良法人（国）の認定又は健康長寿推進企業の知 事表彰を受けたもの (5)デジタル化に取り組む中小企業者及び組合	(1)(2)(3) 事業計画書等 (4) 認定書・表彰状等												
	次世代リーディング 企業等支援貸付 「県次世代」	1 億円		1 億円		15年以内		10年以内	18月以内						次世代リーディング企業として認定を受けた中小企業者及び組合 又は県から承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づき地域 経済牽引事業を行う中小企業者、組合及び特定事業者	「次世代リーディング企業（成長期待企業・ 地域中核的企業）」の認定又は「地域経済牽 引事業計画」の承認を受けたことを証する 書面の写し												
	農 業 ビ ジ ネ ス 進 出 支 援 貸 付 「県農業」	5,000万円		5,000万円		10年以内		7年以内	12月以内						商工業と農業を営む中小企業者、組合、農事組合法人及び個人 （P12参照）	・ 農業ビジネス保証制度に係る所定資料 ・ 保証割合80％の部分保証												
緊急経営対策資金	災 害 対 策 貸 付 (1)「県災害対策」 (2)「県災害特例」 (3)「県激甚災害」 (4)「県BCP」 (5)「県消防団協力」	5,000万円	3,000万円	8,000万円	8,000万円		(1)災害等の復旧を行う中小企業者及び組合			被・罹災証明書、認定申請書等 ※災害救助法が適用された場合に特例保証 料率の適用を受ける場合は、市町村の証 明書																		
							(2)災害救助法（昭和22年法律第118号）に係る災害等の復旧を行 う中小企業者及び組合																					
							(3)激甚災害（局激）に係る災害等の復旧を行う中小企業者及び組 合																					
							(4)BCP（事業継続計画）に基づき施設整備等を行う中小企業者 及び組合			事業計画書																		
(5)市町村消防団協力事業所の認定を受けている中小企業者及び 組合	認定書																											
金融機関提案型資金 「県提案型」☆	セーフティネット・ 危 機 関 連 貸 付 (1)「県セーフティ」 (2)「県危機」	5,000万円	3,000万円	8,000万円	8,000万円	10年以内	12月以内	7年以内	12月以内	表 7	表 5	不要	不要		(1)信用保険法第 2 条第 5 項による認定を受けた中小企業者及び 組合（P35参照） (2)信用保険法第 2 条第 6 項による認定を受けた中小企業者及び 組合（P35参照）	(1)セーフティネット保証制度に係る認定書等 ※災害救助法が適用された場合における復 旧資金の借入にあたっては、市町村の証 明書 (2)危機関連保証制度に係る認定書等												
															みやざきたいよう地方創生ファンド													
														たかしん経営サポートローン														取扱金融機関：高鍋信用金庫
経 営 者 保 証 非 提 供 促 進 貸 付 「県保非提供」		5,000万円	3,000万円	8,000万円	8,000万円	10年以内	12月以内	7年以内	12月以内	表 7	表 5	不要	不要	経営者保証を不要とし、事業資金又は経営安定のための資金を 必要とする中小企業者及び組合	P2参照													

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただくようお願いいたします。

※「農業ビジネス進出貸付」については宮崎県信用保証協会の約定締結金融機関であれば上記以外の金融機関も利用可能。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。